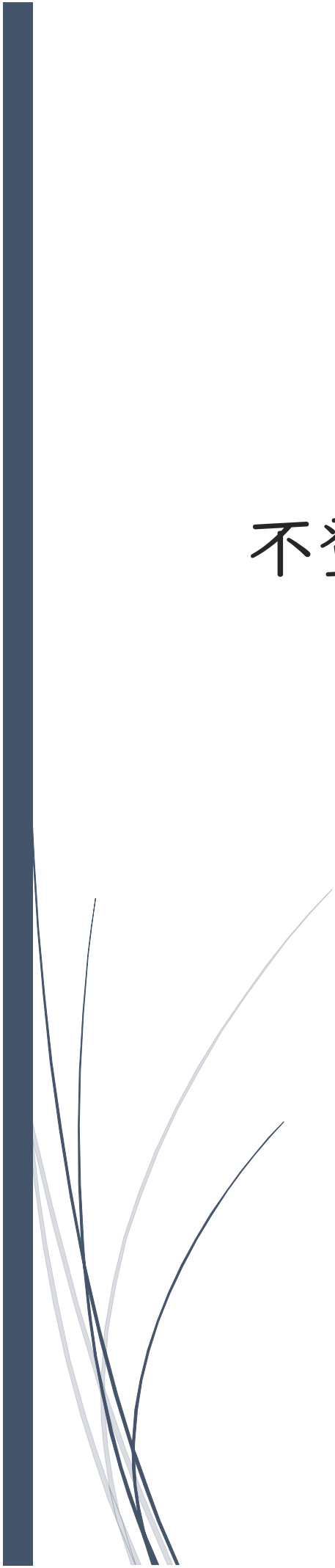


A thick dark blue vertical bar is positioned on the left side of the page. From its base, several thin, curved lines in shades of blue and grey extend upwards and outwards, creating an abstract, organic shape.

檀原市

不登校対策基本方針

令和 7 年 6 月
檀原市教育委員会

目次	1
1 はじめに	2
2 不登校の定義	2
3 不登校対策の基本理念	2
4 不登校児童生徒数の推移及び現状	3
5 不登校児童生徒への支援の在り方について	
(1) 不登校への基本的な考え方	4
(2) 支援の方向性	4
6 学校における不登校対策（支援）と具体的プラン	
(1) 未然防止	4、5
(2) 早期の兆候把握と早期支援	5、6
(3) 関係機関との連携	6
7 今後の不登校対策（支援）について	
(1) 「校内サポートルーム」（仮称）の設置(学びと居場所の確保)	7
(2) 教育支援センター「虹の広場」の拡充	7
(3) 外部機関との連携	8
8 檀原市不登校対策基本方針の改正について	8
(参考資料1) 参考にした文書類	8
(参考資料2) 檀原市における不登校対策（支援）の現状	
(1) スクールカウンセラーの配置	9
(2) スクールソーシャルワーカーの配置	9
(3) いじめ・不登校対策指導員の配置	9
(4) 心理相談員の配置	9
(5) 教育支援センター「虹の広場」での支援等	10
(別添資料) 気になる児童・生徒アセスメントシート	

1 はじめに

約 30 年前、「もはや特定の子どもだけではなく、誰にでも起こりうる」（平成 4 年文部省）問題として、不登校への対応と対策の必要性が提起されました。

そのような流れの中で、これまで檀原市は不登校児童生徒支援の場としての「虹の広場」の設置（平成 15 年）やスクールカウンセラー（以下「SC」という。）の派遣（平成 19 年）をはじめ、「不登校支援のしるべ」（平成 24 年 3 月奈良県教育委員会）や「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成 28 年及び令和元年文部科学省）等に基づき、不登校防止・支援に取り組んできました。しかしながら、不登校児童生徒数は全国で約 34.6 万人（令和 6 年文部科学省）と調査以来最多となり、檀原市においても増加が続くとともに、その背景は多様化・複雑化し、不登校問題は新たな局面に入っていると言わざるをえません。

そこで、檀原市教育委員会はこのような現状に即し、取組の基本となる方針を明確にし、より効果的な施策を推進することとしました。

目標は、全ての子どもの教育を受ける権利を実現すること、そして市や学校が課題解決の主体となって取り組むことです。

取組の骨子は、「未然防止」のための教育や「みんなが安心して学べる場所にする」といった学校風土づくり等を課題解決に向けた「対策」として行っていくこと、不登校児童生徒の早期発見に努め、初期対応として、ケース会議等の迅速な開催や関係機関との連携等、適切な「対応」を行うこと、そして不登校児童生徒への「支援」として、学びの保障や居場所づくり、保護者支援としての相談体制づくり等を行うことです。

以上を踏まえた具体的なプランを示し、ここに「檀原市不登校対策基本方針」を策定します。

2 不登校の定義

不登校とは、国の学校不適応対策調査研究協力者会議（平成 4 年）において、以下のように定義されています。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

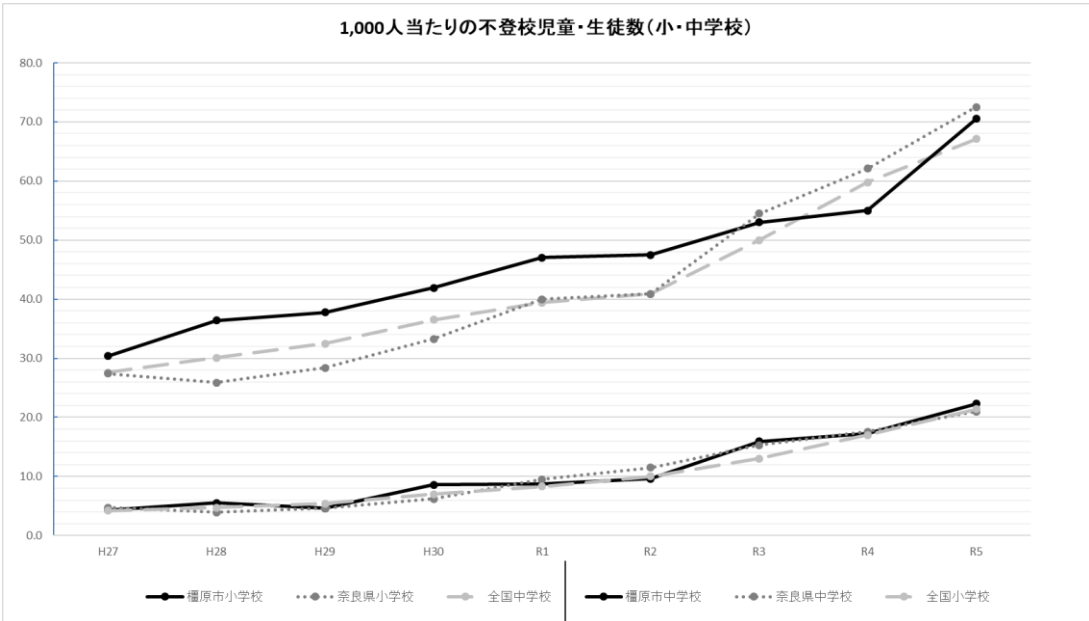
なお、このうち学校基本調査においては年度内に 30 日以上欠席した児童生徒を不登校児童生徒と定義しています。

3 不登校対策の基本理念

- ◎ **全ての子どもたちの学びを実現するため、
合理的で多様な学びの場を確保すること。**
- ◎ **義務教育段階での学校の意義と役割の大きさを踏まえ、
学校教育の一層の充実を図ること。**

4 不登校児童生徒数の推移及び現状

【全国・奈良県・橿原市の不登校児童生徒数の推移】



平成28年度～令和5年度 長期欠席者数(不登校児童・生徒)(1,000人当)

年度	小学校			中学校			小中合計		
	橿原市	奈良県	全国	橿原市	奈良県	全国	橿原市	奈良県	全国
H28	5.5	3.9	4.7	36.4	25.9	30.1	16.0	11.7	13.5
H29	4.6	4.6	5.4	37.8	28.4	32.5	15.7	13.0	14.7
H30	8.6	6.2	7.0	41.9	33.3	36.5	19.4	15.7	16.9
R1	8.7	9.5	8.3	47.0	40.0	39.4	21.1	20.3	18.3
R2	9.6	11.5	10.0	47.5	40.9	40.9	22.0	22.5	20.5
R3	15.9	15.3	13.0	53.0	54.5	50.0	28.0	29.2	25.7
R4	17.3	17.6	17.0	55.0	62.1	59.8	29.7	33.4	31.7
R5	22.3	21.0	21.4	70.5	72.5	67.1	38.1	37.9	38

橿原市においても県や全国と同様に、不登校児童生徒数は年々増加傾向にあることや小学校より中学校の方が多く、とりわけ小学校においてはこの3年間で2倍超になっていることがわかります。

(令和6年度橿原市不登校児童生徒数：小学生135人 中学生168人)

5 不登校児童生徒への支援の在り方について

(1) 不登校支援の基本的な考え方

- ① 「不登校は誰にでも起こりうる」ことであり、状況に応じた必要な支援を適切に行うこと。
- ② 「登校」という結果のみを追求するのではなく、子どもたちが自らの進路選択を主体的にとらえて社会的に自立することを目標とすること。
- ③ 不登校の時期が本人の休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や、必要な時に自ら SOS を出すことも含めた社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 支援の方向性

橿原市としては、「子どもの学びを学校教育で保障していく」という原則に基づき、まず学校における未然防止を念頭に置いた取組を進めます。また不登校の状態に陥った子どもたちが、早い段階で何らかの支援につながるができるよう、その背景や要因等を適切に把握するために学校でアセスメント※（見立て）を実施し、保護者が必要とする情報を提供するとともに、学校・保護者・教育委員会が連携を取りながら、きめ細やかな支援を行います。

※ アセスメントは、①心理的(本人の心の動きに関すること) ②社会的(家族や友人等の人間関係に関すること) ③医学的(発達しょうがい等本人の特性に関すること)④学校生活(いじめや教職員による不適切な対応・過度な叱責・暴力等に関すること)等について把握し、支援していくために行っていくこととします。

6 学校における不登校対策（支援）と具体的プラン

子どもたちの教育において、学校はその責務を担う重要な「主体」の一つです。したがって本方針では、学校に重点を置いた方策について示しています。不登校の背景として、「いじめ」や「教職員の不適切な対応」等が挙げられる中、学校は、全ての子どもたちにとって「安心・安全」な居場所であるための策を講じる必要があります。つまり本方針では、登校しない、あるいはしたくともできない子どもたちを含む全ての子どもたちにとって、学校が「自分らしくいられる場所」であることをめざしています。

(1) 未然防止（行きたくなる学校づくり）

全ての子どもにとって安心でき、自分らしくいられる「居場所」としての学級、みんなが「行きたくなる学校づくり」を進めます。

【具体的プラン】

① 授業づくり

子どもたちが興味や関心を触発され、わかる喜びと学びへのモチベーションを高めるような、対話と協働に重点を置いた深い学びのある授業づくりに向けて、教職員は実践と研修を進めます。

②「居場所」づくり

全ての教育活動の中で、子どもたちそれぞれの良さや持ち味を生かし、学級や学校が安心できる「居場所」となるように創意工夫します。またソーシャルスキルトレーニング(SST)等を活用し、子どもたちが自尊感情を高め、自ら意欲的になかまと「つながり」を作ることができるよう支援します。

③「みんなが安心して学べる」学校風土づくり

各学校では、子どもたち一人ひとりの気持ち、個々の背景に寄り添い、教職員が一丸となり教育にあたります。そして、人権研修等を通して子どもへの適切な対応について学ぶことにより、「教員の不適切な対応」を根絶し、子どもたちが安心して、いじめ等の SOS を出せるような教職員集団をめざします。また、教育上特別な支援を必要とする子どもたちには、合理的な配慮のもとにきめ細かな教育を進め、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる機会や出番のある学校をつくりまします。

(2) 早期の兆候把握と早期支援

子どもが発信する様々な SOS に早い段階で気づくために、教職員は日ごろから子どもの表情、言葉、行動等に気を配る中で児童生徒理解に重点を置き、子どもの心の動き（不安、戸惑い、悩み等）の把握を行います。また登校しづらい兆候が見られた場合は、担任をはじめ、教育相談担当等がチームを組んで、子どもの気持ちや保護者の思いや願いを受け止め、連携しながらニーズを踏まえた支援を行います。

【具体的プラン】

① 初期対応

各学校では、連続した欠席（※原則 3 日）や気になる欠席の際は、不登校の可能性も想定し、電話連絡にとどめず家庭訪問を行う等の対応をします。

《※参考》

国立教育政策研究所から発行された『生徒指導リーフ』の中では以下のように明記されています。

前の学年で 30 日以上長期欠席が見られた児童生徒や、前の学年までに累積で 30 日以上欠席が見られる児童生徒の場合には、欠席が 2～3 日続いただけであっても不登校の予兆と捉えましょう。また、前年度までに欠席や遅刻・早退等が目立つ児童生徒の場合には、休み始める前から注意を払ったり、働きかけを行ったりすることも大切です。

（『不登校の予防～発達障害の特性と不登校リスク～』令和 2 年 7 月）

また、文部科学省からも、虐待の早期発見の観点から以下のように通知されています。

不登校児童生徒が家庭等にいる場合についても、学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うことなどを通じて、その状況の把握に努めること。

（『児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）』平成 16 年 1 月 30 日）

② 「チーム学校」で把握・支援

子どもたちの様子で気になることがあれば速やかに関係者で情報共有をします。また、県教委の「いじめアンケート」や「こころと生活等のアンケート」等を活用し、子どもが自ら発信したSOSの把握を行います。状況に応じて、校内関係者及び教育委員会、県子ども家庭相談センター等の関係機関から構成されるケース会議を開き、支援の方向性と各々の役割について検討し、関係者が一丸となって「チーム学校」として支援にあたります。

③ 保護者支援体制

不登校児童生徒と日々直接向き合っている保護者が、ゆとりをもって児童生徒に接することができるよう、その保護者への支援が不可欠です。各学校では、保護者との信頼関係を構築し、保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。また橿原市として、SCやいじめ不登校対策指導員等を各学校に配置し、子どもたちの心の悩みや保護者からの相談に、早期に対応できるよう努めます。

(3) 関係機関との連携

不登校の背景として、子どもの特性や発達に関わるケースもあれば、保護者や家庭が課題を抱えているケースもあります。学校は、必要に応じて市の子ども総合支援センターや市の福祉部門、医療機関、県のこども家庭相談センター等の関係機関と情報を共有し、連携して支援にあたります。

【具体的プラン】

① 特別支援教育の視点

不登校の子どもに発達上の課題が背景にあると考えられる場合には、医療機関や市の子ども総合支援センター等と協力し、その支援にあたります。

② 家庭支援の視点

保護者自身や家庭が抱える課題にも対応する必要がある場合には、福祉部門等と必要な情報の共有を図り、支援にあたります。

③ 連携についての役割確認

個々の事案の連携の仕方や役割について、学校、教育委員会、各関係機関が相互に共通理解を図り、連携して支援にあたります。

7 今後の不登校対策（支援）について

（１）「校内サポートルーム」（仮称）の設置（学びと居場所の確保）

各学校では、「相談室」や「別室」といった場所を用意し、登校後の児童生徒に対し支援を行っていますが、支援内容や設備・備品等の整備が必要です。各学校の実情を踏まえながら学校内で落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる場所として「校内サポートルーム」を設置し、充実に努めます。

【具体的プラン】

① 担当者の配置

教育相談担当や不登校支援コーディネーターを 1 名以上配置し支援の仕組みを整えます。心理相談員やいじめ不登校対策指導員（各学校に配置）及び全教職員が連携して「校内サポートルーム」での支援をします。サポートルームでは支援者が子どもたちに寄り添い、つながりを持つことを重視します。

② 多様な学びの機会

クラスの授業をオンラインで受けたり、ICT を活用したりして、個々に必要な支援が受けられるようにします。

（２）教育支援センター「虹の広場」の拡充

虹の広場では、通所する子どもたちにとって安心できる心の「居場所」となることで、心のエネルギーを育み、子どもたちが主体的に学校やそれぞれの進路につなげられるよう支援しています。今後、通所したくてもできなかった子どもやこれまで不十分だった学習支援等、支援の幅を広げ充実に努めます。

また保護者が日々の子どものことのかかわりについて等の悩みや進路のこと等について安心して相談できる体制を充実させ、早期にカウンセラーにつなぐことができるように努めます。

【具体的プラン】

① サポート体制の拡充

今後、更に受け入れ可能な時間と人数を増やすためには、スタッフと活動場所の拡充が必要です。また子どもたちの活動をより豊かにするために、教材・備品・設備の充実に努めます。

② 訪問支援チームの創設（支援の拡充）

既に実施している在宅でのオンライン通所「web 虹」に加えて、今後は「虹の広場」に来たくても来られない、「web 虹」にも参加できない子どもたちの訪問支援チームの創設を検討します。

③ 虹の広場におけるカウンセリングの役割

現在、虹の広場では、カウンセラーによる通常のカウンセリングに加え、定期的に保護者向けの「ペアレント・トレーニング」を実施しています。今後、学校現場の教職員を対象にした、子どもとの適切な関わり方について学ぶ「ティーチャー・トレーニング研修」を未然防止策の一つとして実施していきます。また、学校における校内研修の充実に向けて情報提供等の支援をしていきます。

(3) 外部機関との連携

不登校の態様が多様化・複雑化している現在において、学校や市の関係機関以外の外部機関（フリースクール等）を居場所として利用する不登校児童生徒もいます。教育委員会や学校は、子どもたちの学習保障という観点から、外部機関との連携も図りながら、今後の学校復帰や進路選択も含めた社会的自立に向けた支援を行っていきます。

また、奈良県立教育研究所が中心となり、オンラインでの個別の学習に重点を置いている「奈良県公設フリースクール『ならコネクト』」では、メタバースを活用し、不登校児童生徒一人ひとりが自分のペースで学習を行っています。個々の毎月の学習状況について、学校や教育委員会が情報を共有し、本人の意思を尊重した支援につなげます。

8 橿原市不登校対策基本方針の改正について

本基本方針は、さまざまな情勢や実態にあわせて定期的に点検と協議を継続しながら改正していくものとします。

(参考資料 1)

参考にした文書類

- 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）（平成 16 年 1 月 30 日）
- 「不登校支援のしるべ」（平成 24 年 3 月 奈良県教育委員会）
- 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成 28 年及び令和元年）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年 3 月文部科学大臣決定）
- 『生徒指導リーフ』不登校の予防～発達障害の特性と不登校リスク～（令和 2 年 7 月）
- 「生徒指導提要」（令和 4 年 1 2 月文部科学省）
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」（令和 5 年 3 月文部科学省）

（参考資料２） 橿原市における不登校対策（支援）の現状 （令和７年度現在）

（１）スクールカウンセラーの配置

学校における教育相談体制の充実を図り、教職員と共にいじめや不登校等の予防や解決にあたるために、臨床心理についての専門的な知識・経験を有する SC を市内の小中学校及び教育委員会に配置しています。

- ・ 県費負担による SC
小学校 15 校へ各 1 名（1 回/月・4 時間/1 回）
中学校 6 校へ各 1 名（1～2 回/月・4～7 時間/1 回）
- ・ 市費負担による SC
小学校 1 校・中学校 6 校へ各 1 名（1～2 回/月・4～6 時間/1 回）
市教育委員会に 3 名（内 1 名 web 担当）（35 回/年・4～6 時間/1 回）

（２）スクールソーシャルワーカーの配置

奈良県教育委員会は、学校が児童生徒理解を深め、課題解決に向けて主体的に取り組を進めるよう、奈良県スクールソーシャルワーカー（以下 SSW という）を派遣しています。SSW は、アセスメント等を通して教職員が学校の課題を整理し、早期解決はもとより未然防止・予防に取り組む学校体制の構築を目指しています。

- ・ 県費負担による配置（75 回/年・1 回 1 校の場合：4 時間/1 回・1 回 2 校の場合：6 時間/1 回）
拠点校を中心に要請のあった学校へ出向きます。

【SC と SSW の違いについて】

SC は、児童生徒が抱える問題について、児童生徒や保護者に対して心理的なアプローチで支援します。SSW は、児童生徒の家庭環境等を把握し、関係機関との連携を調整し、福祉的なアプローチで支援します。

（３）いじめ・不登校対策指導員の配置

担任をはじめ他の教員たちと共に、いじめや不登校等の未然防止や早期発見、早期対応にあたるため、各小中学校に「いじめ・不登校対策指導員」を配置しています。

- ・ 15 小学校及び 6 中学校 市内すべての小中学校に 1 名ずつ配置しています。

（４）心理相談員の配置

心理相談員は、児童生徒の心に寄り添い、学校生活へのより良い適応を図ることを目的とし、市内全小中学校に各 1 名以上配置しています。そして、校長の指揮監督のもとに学級担任、教育相談部、生徒指導部等と連携を密にしながら、学校教育活動全般において児童生徒と積極的に関わることや、教職員と連携して、いじめ・不登校等子どもたちが抱える心の課題を早期に発見して対応することを主な職務としています。

(5) 教育支援センター「虹の広場」での支援等

心理的又は情緒的な要因により登校できない児童生徒を対象に、心理的発達及び自立を促すために教育相談、教科指導、体験活動、集団生活への参加等、学校及び社会生活に適応できるための支援を行っています。

《具体的な支援の内容》

- ・ 通所による支援
- ・ ICT を活用した支援
- ・ 小集団によるグループ活動を通じた支援
- ・ 子ども一人一人に応じた学校復帰のための段階的な支援
- ・ カウンセラーによる教育相談（不登校児童生徒及びその保護者、教職員等）及びペアレント・トレーニングの実施

(別添資料) 気になる児童・生徒アセスメントシート

児童生徒氏名	学年・クラス	担任（記入者）氏名	作成日

出席 状況		月	月	月	○学校に行き渋る原因・きっかけ
	出席日数				
	欠席日数				

※直近3か月の状況を記入

生活	身辺処理（身辺自立）	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	睡眠	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	食事	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	生活リズム	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	その他（虐待疑い等）				

行動	注意集中	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	多動性・衝動性	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	対人関係	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	集団参加	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	こだわり	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	ルールへの適応	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	その他・特筆すべきこと（いじめ事象等）			

運動	微細（手先の器用さ）	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	粗大（身体全体を使った運動）	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	その他（上記の詳細等）				

学習	聞く	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	話す	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	読む	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	書く	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	計算	【良好	おおむね良好	やや不十分	不十分】
	その他（上記の詳細等）				

その他	部活動・習い事等	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	家庭における人間関係	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	教員からの過度な叱責・暴力等	【課題なし	少し課題あり	課題あり】
	その他（教員からの過度な叱責・暴力等の詳細等）			